

北海道SDGs推進本部設置要綱（案）

（目的）

第1 国際連合が採択した「持続可能な開発目標」（以下「SDGs」という。）の目標・ターゲットの達成に向けて、道民と力を合わせ、着実かつ効果的な取組の展開を図るため、北海道SDGs推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）SDGsの推進に係る企画・調整に関すること。
- （2）SDGsと北海道総合計画及び分野別計画の一体的な推進に関すること。
- （3）その他SDGsの推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第3 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長が指名する副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

（本部長及び副本部長）

第4 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

（会議の招集）

第5 会議は、本部長が招集する。

（幹事会）

第6 本部に、SDGsの達成に向けた効果的、効率的な取組に関する情報共有・連絡調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、総合政策部政策局計画推進担当局長をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事により構成し、別表2に定める職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

（事務局）

第7 事務局は、総合政策部政策局計画推進課に置く。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 月 日から施行する。

(別表 1)

(別表 1 : 第 3 第 4 項関係)

職 名
副知事
公営企業管理者
病院事業管理者
総務部長
総務部職員監
総務部危機管理監
総合政策部長
総合政策部知事室長
総合政策部交通企画監
総合政策部空港戦略推進監
環境生活部長
環境生活部アイヌ政策監
保健福祉部長
保健福祉部少子高齢化対策監
経済部長
経済部観光振興監
経済部食産業振興監
農政部長
農政部食の安全推進監
水産林務部長
建設部長
建設部建築企画監
会計管理者兼出納局長
教育庁教育部長
警察本部警務部長
空知総合振興局長
石狩振興局長
後志総合振興局長
胆振総合振興局長
日高振興局長
渡島総合振興局長
檜山振興局長
上川総合振興局長
留萌振興局長
宗谷総合振興局長
オホーツク総合振興局長
十勝総合振興局長
釧路総合振興局長
根室振興局長
東京事務所長

(別表 2)

(第 6 第 3 項関係)

職 名
総務部総務課長
総務部危機対策課長
総合政策部総務課長
総合政策部政策局参事
総合政策部政策局計画推進課長
総合政策部政策局計画推進課国土強靱化担当課長
総合政策部地域創生局地域戦略課長
総合政策部地域創生局地域戦略課地域創生担当課長
総合政策部交通政策局交通企画課長
総合政策部空港運営戦略推進室参事
総合政策部国際局国際課長
環境生活部総務課長
環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課長
保健福祉部総務課政策調整担当課長
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課長
経済部経済企画局経済企画課長
経済部観光局参事
経済部食関連産業室参事
農政部農政課政策調整担当課長
農政部食の安全推進局食品政策課長
水産林務部総務課企画調整担当課長
建設部建設政策局建設政策課政策調整担当課長
建設部住宅局建築指導課長
出納局総務課長
企業局総務課長
道立病院局病院経営課長
教育庁総務政策局教育政策課長
警察本部警務部警務課長
空知総合振興局地域創生部長
石狩振興局地域創生部長
後志総合振興局地域創生部長
胆振総合振興局地域創生部長
日高振興局地域創生部長
渡島総合振興局地域創生部長
檜山振興局地域創生部長
上川総合振興局地域創生部長
留萌振興局地域創生部長
宗谷総合振興局地域創生部長
オホーツク総合振興局地域創生部長
十勝総合振興局地域創生部長
釧路総合振興局地域創生部長
根室振興局地域創生部長
東京事務所行政課長